

地鶏肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準

制 定 平成 12 年 11 月 9 日農水告第 1409 号
最終改正 平成 18 年 2 月 22 日農水告第 186 号

一 生産及び保管に係る施設

1 生産に係る施設

次の条件に適合していること。

- (1) 生産に係る鶏舎又は屋外飼育場(以下「飼育施設」と総称する。)が鶏を平飼いすることができる構造であり、かつ、地鶏肉の日本農林規格(平成 11 年 6 月 21 日農林水産省告示第 844 号。以下「日本農林規格」という。)第 3 条に規定する生産の方法についての基準に照らして十分な面積のものであること。
- (2) 食鳥処理場が、日本農林規格第 3 条に規定する生産の方法についての基準に従って生産された鶏の食鳥処理に際し、他の食鳥と区別して行うのに支障のない広さ及び構造であること。

2 保管に係る施設

日本農林規格第 3 条に規定する生産の方法についての基準に従って生産された地鶏肉を区別して保管するのに支障のない広さ及び構造であること。

二 生産行程の管理又は把握の実施方法

1 生産行程の管理(外注管理(生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続き等当該外注に関する管理をいう。))を含む。以下同じ。))又は把握を担当する者に、次に掲げる職務を行わせること。

- (1) 生産行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進
- (2) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導

2 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 素びなの受入れ(素びなの仕入先、素びなの品種(交配様式)及び在来種由来血液百分率、素びなの受入日並びに素びなの受入羽数)に関する事項
- (2) 飼育(飼育施設の所在地及び面積、28 日齢までの素びなの管理方法、28 日齢以降の飼育密度及び飼育方法並びにふ化日からの飼育期間)に関する事項
- (3) 食鳥処理(食鳥処理場の名称及び所在地、食鳥処理日並びに食鳥処理羽数)に関する事項
- (4) 地鶏肉の保管及び出荷に関する事項
- (5) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認定機関(登録認定機関又は登録外国認定機関をいう。以下同じ。))への通知に関する事項
- (6) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

3 内部規程に基づいて生産行程の管理又は把握を適切に行い、その管理又は把握の記録及び当該記録の根拠となる書類を当該記録の作成の日から 1 年以上保持すること。

4 内部規程の適切な見直しが定期的に行われること。

三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

1 生産行程管理担当者の資格及び人数

生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当する者が 1 人以上(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第 27 条第 2 号又は第 3 号に掲げる生産行程管理者が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上)置かれていること。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学若しくは旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)による専門学校以上の学校で畜産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産、生産の指導又は試験研究に 1 年以上従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産、

生産の指導又は試験研究に3年以上従事した経験を有するもの

(3) 畜産物の生産、生産の指導又は試験研究に5年以上従事した経験を有する者

2 生産行程管理責任者

(1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合には、その者が生産行程管理責任者として、認定機関の指定する講習会(以下「講習会」という。)において地鶏肉の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。

(2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合には、生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から、講習会において地鶏肉の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了したものが1人選任されていること。

四 格付の実施方法

1 次に掲げる事項について、格付に関する規程(以下「格付規程」という。)を具体的かつ体系的に整備していること。

(1) 生産行程についての検査に関する事項

(2) 格付の表示に関する事項

(3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項

(4) 記録の作成及び保存に関する事項

(5) 認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

2 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実に認められること。

3 品質に関する表示が日本農林規格第4条に規定する基準に従い適切に行われることが確実に認められること。

五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付担当者の資格及び人数

格付担当者として、三の1の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する者であって、講習会において地鶏肉に係る格付に関する課程を修了したものが1人以上(当該生産行程管理者が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握する場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上)置かれていること。

2 格付責任者

格付担当者が複数置かれている場合には、格付責任者として1人選任されていること。

附 則 (平成18年2月22日農林水産省告示第186号)

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第67号。以下「改正法」という。)の施行の際現に旧認定製造業者(改正法附則第6条第1項に規定する旧認定製造業者をいう。)、旧認定生産行程管理者(改正法附則第6条第2項に規定する旧認定生産行程管理者をいう。)、旧認定小分け業者(改正法附則第7条第1項に規定する旧認定小分け業者をいう。)、旧認定輸入業者(改正法附則第8条第1項に規定する旧認定輸入業者をいう。)、旧認定外国製造業者(改正法附則第12条第1項に規定する旧認定外国製造業者をいう。)、旧認定外国生産行程管理者(改正法附則第12条第2項に規定する旧認定外国生産行程管理者をいう。)、又は旧認定外国小分け業者(改正法附則第13条第1項に規定する旧認定外国小分け業者をいう。)が、改正法附則第6条第1項若しくは第2項、第7条第1項、第8条第1項、第12条第1項若しくは第2項又は第13条第1項の規定に基づき格付を行う場合については、なお従前の例による。